

# 要 望 書

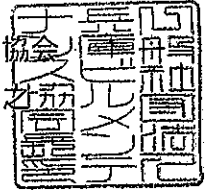
兵第202316号

令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦様



(一社) 兵庫ビルメンテナンス協会  
会長 井上寛



ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和5年度  
最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更について（緊急要望）

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から当協会の運営や事業活動の推進につきまして、ご指導・ご支援をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、標記の件について厚生労働省より各都道府県において積極的に対応する旨の通知が発出されたとのことであります。

ビルメンテナンス業界は、最低賃金が3年連続、過去最高となる引上げや社会保険料の適用拡大による労務費の増加に加え、資機材、エネルギー等の価格高騰などの理由により、公的機関と締結させていただいている契約金額では非常に厳しい経営状況となっていることから、今後、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるようコスト上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進めていただきますようお願いいたします。

つきましては、下記の要望につきまして、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1. 今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和5年4月28日生食発0428第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添、以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額を変更することを検討していただきますようお願いいたします。
2. 特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合には、変更の可否について迅速かつ適切に判断し、積極的に対応していただきますようお願いいたします。
3. 政令指定都市を除く県下の市町に対して上記1、2について周知していただくとともに、各市町においても適切に対応していただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。
4. 積算（10月に兵庫県の最低賃金額960円→1,001円改定となった場合）  
請負金額（単年度）×80%（人件費）×4.3%（改定率）×6月＝追加要望額

以上